

「実務修習の在り方」に関する論点 (その2)

1 実務修習の基本的な指導理念と方法

2 分野別実務修習

(1) 基本的な方針と体制

(2) 指導方法の在り方

3 総合型実務修習

(1) 基本的な方針と構成

総合型実務修習の意義・必要性をどのように考えるか

例えば、これからの法曹に求められる多様なニーズに対応するために、司法修習の中核をなす実務修習の課程でも、司法修習生が自らの進路や興味関心に応じて主体的に内容を選択、設計する課程として位置付けることはどうか

総合型実務修習の内容を、分野別実務修習の深化と補完を図るもの、あるいは、分野別実務修習では体験できない領域の素養を身に付けるものとし、修習生が各人の実情に合わせて、各実務庁会が提供するこれらのメニューの中から選択するなどして設計できる課程とすることはどうか

総合型実務修習を、制度的に弁護士実務に比重を置いたものとすることはどうか

(2) 指導方法・運営方法の在り方

総合型実務修習は、裁判所、検察庁、弁護士会でできる限

り幅広くメニューを設けるほか，選択の幅を広げるため，司法修習生が自ら開拓した修習先での修習を行うことも可能とすることでよいか

総合型実務修習では，達成度について一定のランク付けを行う成績評価ではなく，例えば，修習内容についてのレポート，自己評価を含む報告書（修習生自らが立案した計画に沿って修習を行ったか，成果は上がったかを記載したもの）などを提出させることにより，チェックないし評価する方式とするのはどうか